

令和4年3月22日

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 江戸川菜の花の会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、次の通り策定する。

### 記

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日 5年間

2. 目標と取組内容

(1) 有給休暇取得の推進

現在、労基法に基づく年間5日以上の取得は達成されているものの、事業所によっては、有給休暇が取りづらい所もある。その状況を把握し、法人内のどの事業所においても有給休暇が取りやすい状況を築く。

【取組内容】

令和4年4月 事業所ごとの前年度有給休暇取得状況の把握

令和4年6月 所長会、主任・サービス管理責任者会等においての、法人の有給休暇取得推進姿勢の周知

令和4年10月 前期取得状況の確認。他事業所に比し取得率が低い事業所への聞き取り、実態調査。

令和4年11月 後期における取得推進

令和5年4月 事業計画への具体的明示

令和5年4月～令和9年3月 取得取り組みの推進

(2) 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

人材確保的観点からも、有能な退職者は即戦力である。育児・介護・配偶者の転勤等の理由にかかわらず、再雇用する仕組みを作る。

【取組内容】

令和4年4月 再雇用制度の事例収集・検証

令和5年3月 理事会での制度審議・承認

令和5年4月 再雇用希望者登録開始

以上